

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年9月11日(2014.9.11)

【公開番号】特開2014-113303(P2014-113303A)

【公開日】平成26年6月26日(2014.6.26)

【年通号数】公開・登録公報2014-033

【出願番号】特願2012-269337(P2012-269337)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 3 4

A 6 3 F 7/02 3 0 4 Z

【手続補正書】

【提出日】平成26年7月25日(2014.7.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技媒体の入賞によって遊技価値を付与可能な入賞領域を有する遊技機であって、前記入賞領域に入賞した遊技媒体を検出可能な入賞検出部と、前記入賞領域に入賞した後に前記入賞検出部を通過した遊技媒体を検出可能な入賞確認部と、

前記入賞検出部によって検出された遊技媒体の数と前記入賞確認部によって検出された遊技媒体の数との差分が所定数以上となる差分異常が発生したことにもとづいて、異常情報を外部出力する外部出力手段と、

前記差分異常が発生したことにもとづいて異常報知を実行する異常報知手段と、

遊技機への電力供給が停止しても少なくとも前記差分異常が発生したことを示す情報を所定期間保持可能な記憶手段と、

遊技機への電力供給が開始されたときに、所定条件の成立にもとづいて前記記憶手段の記憶内容を初期化する初期化処理を実行する初期化手段とを備え、

前記外部出力手段は、前記異常情報を外部出力しているときに遊技機への電力供給が停止し電力供給が再開された場合には、前記初期化手段によって前記初期化処理が実行されたか否かに応じて、遊技機への電力供給が再開されてから異なる期間にわたって前記異常情報を外部出力し、

前記異常報知手段は、前記異常報知を実行しているときに遊技機への電力供給が停止し、前記初期化手段によって前記初期化処理が実行されることなく遊技機への電力供給が再開された場合に前記異常報知を実行せず、

報知を行う第1報知手段と、

前記第1報知手段とは異なる遊技に関わる報知を行う第2報知手段と、

計時を行う計時手段と、を更に備え、

前記計時手段による計時結果が特定条件を満たすときに、前記第1報知手段による報知を制限し、前記第2報知手段による報知を制限しない、

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】 0 0 1 0

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【0 0 1 0】

(手段1) 本発明による遊技機は、遊技媒体(例えば、遊技球)の入賞によって遊技価値を付与可能な入賞領域(例えば、始動入賞口14、大入賞口)を有する遊技機であって、入賞領域に入賞した遊技媒体を検出可能な入賞検出部(例えば、始動口スイッチ14a、カウントスイッチ23)と、入賞領域に入賞した後に入賞検出部を通過した遊技媒体を検出可能な入賞確認部(例えば、入賞確認1スイッチ14b、入賞確認2スイッチ23b)と、入賞検出部によって検出された遊技媒体の数と入賞確認部によって検出された遊技媒体の数との差分が所定数(例えば、10個)以上となる差分異常(例えば、排出異常)が発生したことにもとづいて、異常情報(例えば、セキュリティ信号)を外部出力する外部出力手段(例えば、遊技制御用マイクロコンピュータ560におけるステップS1068A～S1068C, S1102, S1103を実行する部分)と、差分異常が発生したことにもとづいて異常報知(例えば、排出異常報知)を実行する異常報知手段(例えば、演出制御用マイクロコンピュータ100におけるステップS3001～S3003を実行する部分)と、遊技機への電力供給が停止しても少なくとも差分異常が発生したことを示す情報(例えば、排出異常フラグ)を所定期間保持可能な記憶手段(例えば、バックアップRAMとしてのRAM55)と、遊技機への電力供給が開始されたときに、所定条件の成立(例えば、クリアスイッチのオン)にもとづいて記憶手段の記憶内容を初期化する初期化処理を実行する初期化手段(例えば、遊技制御用マイクロコンピュータ560におけるステップS10を実行する部分)とを備え、外部出力手段は、異常情報を外部出力しているときに遊技機への電力供給が停止し電力供給が再開された場合には、初期化手段によって初期化処理が実行されたか否かに応じて、遊技機への電力供給が再開されてから異なる期間にわたって異常情報を外部出力し(例えば、遊技制御用マイクロコンピュータ560は、初期化処理を実行した場合には、ステップS14aでセキュリティ信号情報タイマをセットしたことにもとづいて、ステップS1069～S1074, S1102, S1103を実行して、セキュリティ信号を30秒間出力し、初期化処理を実行せずにステップS91, 92の停電復帰処理を実行した場合には、排出異常フラグがバックアップRAMにバックアップされていることにもとづいて、ステップS1068A～S1068C, S1102, S1103を実行して、次に初期化処理が実行されるまでセキュリティ信号の出力を継続する)、異常報知手段は、異常報知を実行しているときに遊技機への電力供給が停止し、初期化手段によって初期化処理が実行されることなく遊技機への電力供給が再開された場合に異常報知を実行せず(例えば、排出異常報知の実行中に電源供給が停止しても、遊技制御用マイクロコンピュータ560は、遊技機への電源供給の再開後に排出異常報知指定コマンドを再送するなどの処理を行わず、演出制御用マイクロコンピュータ100は、電源復旧後には排出異常報知を再開しない)、報知を行う第1報知手段(例えば、演出制御用マイクロコンピュータ100が、予告やリーチ演出等の可変表示や客待ちデモ演出を実行する際の表示やランプ、音に関する演出を制御する部分)と、前記第1報知手段とは異なる遊技に関わる報知を行う第2報知手段(例えば、演出制御用マイクロコンピュータ100が、エラー等の異常が発生したときにエラー報知の際の表示やランプ、音に関する演出を制御する部分)と、計時を行う計時手段(例えば、RTC(Real-Time Clock)といった日時や時刻等のデータを計時できるもの)と、を更に備え、前記計時手段による計時結果が特定条件を満たすときに、前記第1報知手段による報知を制限し、前記第2報知手段による報知を制限しない(例えば、RTCの計時結果がある時間(例えば12時)を示す時間となったときに、可変表示や客待ちデモ演出でランプを用いた演出を実行することを禁止し、その間には球切れエラー状態の報知を行うことを許容しておく部分)、ことを特徴とする。そのような構成により、異常報知を実行しているときに遊技機への電力供給が停止して再度電力供給が開始されたときに、初期化処理を実行して遊技機が起動した場合であるか、差分異常の発生後に遊技機が再起動した場合であるかを外部から認

識可能とすることができる。